



職場のトラブルで悩んでいるみなさん



青森県
労働委員会
委員による

労働相談会

を
利用しませんか？

毎月、労働相談会を開催していますので、お気軽にご相談ください。

◆労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、青森県労働委員会の委員(*)が相談に応じます。

※公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）

◆県内の労働者、事業主の方が対象です。

◆費用は**無料**、秘密は**厳守**！

◆労働相談会を利用したい方は、下記の会場へお越しください。※予約優先のため、事前の電話予約をおすすめします。

◆青森県労働委員会では、労働者・事業主の紛争解決を図るための「あっせん」も行っています。



令和6年 労働相談会開催日程

時間：火曜日13：30～15：30、日曜日10：00～12：00

月	火曜日	日曜日	会場	
1月	9日	14日	青森県 労働委員会	
2月	6日	18日		
3月	5日	17日		
4月	2日	21日		
5月	7日	19日		
6月	4日	16日		
7月	2日	21日		
8月	6日			
9月	3日	8日		アクセス 青森市新町2丁目 2-11 東奥日報新町ビル 4階
10月	1日	27日		
11月	上旬予定	17日		
12月	3日	15日		
10月		13日	弘前市又は 八戸市	
10月		20日	弘前市又は 八戸市	



青森県労働委員会事務局では、上記の労働相談会以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています！

労働相談ダイヤル（事務局職員対応）

0120-610-782

～お問い合わせ先～

青森県労働委員会事務局

青森市新町2丁目2-11

東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832

電話予約もこちらからどうぞ！

※お車でお越しの際は事前にご連絡ください。



※開催日等については、変更することがありますので、あらかじめ県ホームページ等により確かめください。



HPへのアクセスはコチラから！ →